

伝統医学と生物遺伝資源、伝統的知識、文化資源、知的財産の問題  
—黒船来航！第3の危機！？日本の伝統医学を取り巻く現実—

財団法人未来工学研究所  
京都大学大学院医学研究科  
小野 直哉

【はじめに】

各国の伝統医学の多くは、自然界に存在する植物や動物、鉱物を素材とした薬を多用している。これら伝統医学における薬の素材の多くは、地球上の生物多様性による各国の生物遺伝資源に依拠していることが多い。そのため、現在、生物遺伝資源の資源国では、生物遺伝資源の「アクセスと利益配分 (Access and Benefit-Sharing; ABS)」の側面から、自国の伝統医学で用いられる生物遺伝資源の「アクセスと利益配分 (ABS)」に関する基本的ルールを整備を進めている。2010年10月に名古屋で開催された生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity; CBD) の第10回締約国会議 (The tenth meeting of the Conference of the Parties; COP10) では、資源国 (開発途上国が中心) と利用国 (先進国が中心) による、生物遺伝資源の「アクセスと利益配分 (ABS)」の問題の攻防と駆け引きが展開され、伝統医学で用いられる伝統医薬や治療方法の効果効能を裏打ちし、近代西洋医学の創薬に重要な役割を果たす「伝統的知識」も、生物多様性の保全と「生物遺伝資源」の「アクセスと利益配分 (ABS)」同様、今後は生物多様性条約の俎上で議論されることが採択された。

本稿では、鍼灸や漢方を含めた日本の伝統医学を取り巻く生物遺伝資源、伝統的知識、文化資源、知的財産の問題に関し、生物多様性条約での議論を中心に、現在、世界の中で日本の伝統医学が置かれている状況について論を進める。

【日本の伝統医学を取り巻く海外の環境】

現在、日本の伝統医学の標準化及び生物遺伝資源、伝統的知識、文化資源、知的財産に関わる国際的動きを整理すると、以下4つのものがある。

- ① ISO (国際標準化機構) : Technical Committee 215 での伝統医学と Technical Committee 249 での中医学。
- ② WHO (世界保健機構) : ICD-11 の改定作業と伝統医学。
- ③ UNESCO (国際連合教育科学文化機関) : 世界文化遺産と韓医学、中医学。(2009年、韓国は「東医宝鑑」を世界記録遺産に登録完了、2010年9月中国は「中医鍼灸」を世界無形文化遺産へ登録申請、2010年11月「中医鍼灸」を世界無形文化遺産へ登録完了)
- ④ 生物多様性条約 (CBD) : 「アクセスと利益配分 (ABS)」問題。  
(生物遺伝資源と伝統的知識の知的財産問題)

①では、ISO の Technical Committee 215 での伝統医学及び TC249 で中医学の国際標準化が行われている。②では、WHO の ICD において ICD-10 から ICD-11 への改訂へ向けて、伝統医学に関する項目を国際統計分類へ組み込むための項目分類作成作業が進められている。③では、2009 年に韓国が UNESCO の世界記録遺産に「東医宝鑑」を登録完了し、2010 年 9 月に中国が UNESCO の世界無形文化遺産に中医学の鍼灸を登録申請したと宣言し、2010 年 11 月にはその登録を完了している。④では、伝統医学に関わる薬草や生薬原料及び伝統的医学知識を含む伝統的知識に関する「アクセスと利益配分 (ABS)」の議論が生物多様性条約 (CBD) で行われている。

現在、日本の伝統医学に直接関わる議論を行っている主な国際機関や条約は、少なくとも ISO, WHO, UNESCO, 生物多様性条約 (CBD) の 4 つが考えられる。

#### 【生物多様性条約成立の経緯】

生物多様性条約以前の野生生物保護条約には、ラムサール条約 (1971 年 2 月 2 日制定, 1975 年 12 月 21 日発行; 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の生態系の保全) とワシントン条約 (1973 年 3 月 3 日採択, 1975 年 7 月 1 日発行; 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引制限, 特定の地域, 種の保全に限定した, 野生生物保護の枠組) がある。しかし、これら二つの条約では網羅できない環境問題 (生物多様性の包括的保全の新たな枠組) を扱うために、生物多様性条約 [1992 年 5 月 22 日採択, 国連環境開発会議 (リオデジャネイロ開催) で署名開放, 1993 年 12 月 29 日発効; 特定の地域, 種の保全だけでなく, 野生生物保護の枠組拡大] が、2009 年 10 月末現在、192 の国と地域により締結されている (日本は 1993 年 5 月に締結)。

生物多様性条約は、「①地球上の多様な生物を生息環境とともに保全」、「②生物資源を持続可能であるように利用」、「③遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分」の 3 つを目的とし、生物の多様性を①「生態系」、②「種」、④「遺伝子」の 3 つのレベルで捉えている。

生物多様性条約は、そもそも自然環境を保全する、または生態系を保護するための国際条約である。その保護すべき生態系を構成するのは、植物や動物、生物の種である。その種が実際に地球上の自然界における植物や動物、生物の生態系を構成している。さらに動植物の種を規定しているものは、それぞれの種が持つ遺伝情報である。遺伝情報が種を規定、構成し、その種が生態系を構成している。現在、絶滅の危機に瀕している種や消滅は時間の問題とされている生態系が地球には多数存在している。それを世界中で守るために、生物多様性条約の議論が 1992 年に始まった。但し、この条約には目的が 3 つあり、1 つは、地球上に多様に存在する生物の種を、その生息地と共に生態系を保全すること。2 つ目は、生物やその生息環境を守りながら、生物の持続可能な利用をすること。生物の生息により、我々は日常生活において生物を食料や薬など、何かしらの形で利用している。しかし、生物やその生息環境を守るだけでは、我々は日常生活において生物を利用できず、我々の日常生活が立ち行かなくなってしまう。そのため、生物やその生息環境を守りながらも、生

物の利用を持続可能な形で行うことが必要である。そして、3つ目は、生物遺伝資源のアクセスと利益配分である。生物多様性の遺伝資源の利用から生じる利益を締約国間で公正かつ公平に分配しよう、というのがこの条約の3つ目の目的である。

これまで生物多様性条約締約国会議 (Conference of the Parties; COP) は 1994 年 11 月以来、ほぼ 2 年ごとに各国持ち回りで開催されており、2011 年 3 月現在まで下記の通り 10 回の締約国会議が開催されている。

- 第 1 回締約国会議 (COP1) 1994 年 11/28 - 12/09 バハマ ナッソー
- 第 2 回締約国会議 (COP2) 1995 年 11/06 - 11/17 インドネシア ジャカルタ
- 第 3 回締約国会議 (COP3) 1996 年 11/04 - 11/15 アルゼンチン ブエノスアイレス
- 第 4 回締約国会議 (COP4) 1998 年 05/04 - 05/15 スロバキア ブラチスラヴァ
- 第 1 回締約国特別会議 (ExCOP1) 1999 年 02/22 - 02/23 コロンビア カルタヘナ

「バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」の内容討議。

- 第 1 回締約国特別会議 (ExCOP1) 2000 年 01/24 - 01/28 カナダ モントリオール (再会合) 「バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」を採択
- 第 5 回締約国会議 (COP5) 2000 年 05/15 - 05/26 ケニア ナイロビ
- 第 6 回締約国会議 (COP6) 2002 年 04/07 - 04/19 オランダ ハーグ
- 第 7 回締約国会議 (COP7) 2004 年 02/09 - 02/20 マレーシア クアラルンプール
- 第 8 回締約国会議 (COP8) 2006 年 03/20 - 03/31 ブラジル クリチバ
- 第 9 回締約国会議 (COP9) 2008 年 05/19 - 05/30 ドイツ ボン
- 第 10 回締約国会議 (COP10) 2010 年 10/18 - 10/29 日本 名古屋

#### 【生物多様性条約での議論】

生物多様性条約の中心問題は、第 15 条 7 「利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分する」及び第 8 条 ( j ) 「伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し…衡平な利益配分を奨励する」の条文からも分かるように、「アクセスと利益配分 (ABS)」の問題である。

2010 年 10 月、名古屋で開催された COP10 での主な争点は、生物遺伝資源の、「アクセスと利益配分 (ABS)」であり、資源国による利用国への「生物遺伝資源の出所開示請求」であった。生物多様性条約での生物遺伝資源の、「アクセスと利益配分 (ABS)」は、各資源国の生物多様性法や特許法などの国内法に利用国が準じなければならない取り決めになっている。これらは既に、資源国である中国やインドなどの国内法 (2010 年改訂された中国の特許法である専利法やインド 2005 特許法、インド生物多様性法) の中で謳われていることである。更に、生物多様性条約ではこれまで、条約締約国間での生物遺伝資源の、「アクセスと利益配分 (ABS)」の問題が活発に議論されて来たが、今後は「伝統的知識」に付いても生物遺伝資源同様、生物多様性条約締約国間での議論の俎上に上る事となった。これは、COP10 での資源国及び利用国の動向次第と言われていたが、今後は正式に、資源国に

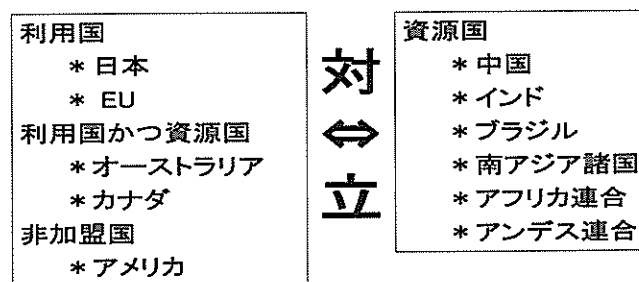
よる利用国への伝統的知識の出所開示請求,あるいはそのアクセスや利益配分の問題が生物多様性条約締約国会議で議論される事になったのである。

生物遺伝資源の出所開示に賛成なのは資源国であるが,原産国開示のみの条件付でEUも賛成しており,当初から出所開示に反対であった日本は,COP10では厳しい状況に立たされると言われ,COP10までに,国際的判断を行うことが求められていた。また,出所開示の問題には,資源国と利用国のフェアトレードの問題も絡んでおり,内容はより複雑になる。

また,生物多様性条約締約国会議にオブザーバー参加している米国も生物遺伝資源の出所開示には反対の姿勢を取っていた。米国は生物多様性条約の締約国ではない。その主な理由は幾つか有るが,その1つには,遺伝子操作による農作物の生産は米国の主要産業の1つであり,米国が生物多様性条約を締約すれば,その批准により,米国の遺伝子操作による農作物の生産に海外から横槍が入り,米国の国益が損なわれる可能性があること。また,米国のNIHのバイオ探索研究契約やスミソニアン博物館の提案するアクセスと利益配分案等,米国は世界で最も資源国との利益配分に関するノウハウを既に長年に渡り蓄積し,政策的にも整備されており,独自で資源国と生物遺伝資源や伝統的知識の「アクセスと利益配分(ABS)」が出来るため,下手に生物多様性条約を締約し,それを批准することから受ける国益の損失を回避する事も生物多様性条約を締約しない主な理由の1つである。

生物多様性条約における生物遺伝資源の「アクセスと利益配分(ABS)」の問題は,これまで生物多様性条約締約国会議で,中国,インド,ブラジル,アンデス山脈周辺の国々等の資源国は生物遺伝資源の「アクセスと利益配分(ABS)」の議論で活発に発言し,自分達が保有する資源から利益を得るための国際的枠組みの構築を主張してきた。資源国には開発途上国が多く,資源国(≒開発途上国)と利用国(≒先進国)の争いが,現在,生物多様性条約で行われているのが状況である。これは言わば,北の富める国と南の貧しい国との経済格差による対立,形を変えた「南北問題」に他ならない(図1)。

図1 生物遺伝子資源の利害対立



**【各国の生物多様性条約関連国内法の整備状況】**

2011年3月現在,生物遺伝資源のアクセスと利益配分を国内法で整備している国は,アジアでは,中国,フィリピン,ヴェトナム,タイ,マレーシア,インド,オセアニアでは

オーストラリア、アフリカでは南アフリカ、エチオピア、ケニア、マラウイ、ラテンアメリカではブラジル、コスタリカ、アンデス協定、ボリビア、ペルー、パナマ、ベネゼエラであり、生物多様性条約締約国の約 10%にしか過ぎないのが現状である。

また、2011年3月現在、生物遺伝資源の出所開示法を制定している国は、アジアでは、中国、インド、アフリカでは、エジプト、南アフリカ、ラテンアメリカでは、アンデス連合（ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー）、ブラジル、コスタリカ、ヨーロッパでは、ベルギー、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、スイスである。

生物多様性条約（CBD）での生物遺伝資源と伝統的知識に関する各国の国内法の整備状況は、特にインドや中国、ボリビアやペルー等のアンデス諸国、ブラジル等で進んでいる。これまでの生物多様性条約（CBD）での締約国会議（COP）でも、これらの国々は活発に発言し、生物多様性条約（CBD）での生物遺伝資源と伝統的知識の「アクセスと利益配分（ABS）」に対処するための国内法の整備以外にも、これらの国々では様々な対策を講じている。

伝統医学の標準化に関わる伝統的知識の保存・保護活動は、各国に様々な例があるが、例えばインドでは、自国の伝統医学を伝統的知識と捉え、インドの Ministry of Health and Family Welfare で伝統医学を管轄する部局である Department of Ayurveda, Yoga & Naturopathy, Unani, Siddha and Homoeopathy (AYUSH)が、インドの Ministry of Science and Technology 管轄の Council of Scientific and Industrial Research (CSIR)との共同プロジェクトとして、Traditional Knowledge Digital Library (TKDL)計画が2001年から進行しており、インドの伝統医学に関わる伝統的知識をデジタル・データ・ベース化する作業が行われている。

また、中国の生物多様性条約（CBD）関連の取り組みとしては、中国生物多様性国家戦略と行動計画には、中国生物多様性保護行動計画 [China Biodiversity Conservation Action Plan (NBAP)] や中国生物多様性国家戦略と行動計画 [China Biodiversity Strategy and Action Plan (NBSAP)] が在り、日本の漢方薬に関わる中国の中央政府及び地方政府の中医薬に関する強化策としては、中国政府の漢方振興強化策、漢方薬品種保護条例、四川省の漢方振興策等が在る。また、知的財産法の生物多様性法関連としては、国家知的財産権戦略綱要 2008 生物多様性保護関係、2009年中国知的財産保護行動計画が在り、2010年には専利法改正等、伝統医学に関わる生物多様性条約（CBD）での生物遺伝資源と伝統的知識の「アクセスと利益配分（ABS）」の様々な対策が中国国内で行なわれている。また、中国では中医学だけではなく、それ以外の中国の少数民族の伝統医学に対しても、既に生物遺伝資源の「アクセスと利益配分（ABS）」国内法で整備を進めている。

インドは近隣諸国と共に、中国は独自に、生物遺伝資源のアクセスと利益配分の側面から、自国の伝統医学で用いられる生物遺伝資源のアクセスと利益配分に関する基本的ルールの構築を進めている。

日本では、2010年現在、生物遺伝資源の「アクセスと利益配分（ABS）」や「出所開示」に関する生物多様性条約関連国内法の整備は未だ行われておらず、今後の課題となっている。

る。

**【生物多様性条約が与える影響】**

日本国内で生物多様性条約の影響を受ける産業分野（生物遺伝資源・伝統的知識を利用する）としては、以下5つの分野が考えられる。

- ① 漢方医薬：生薬等の漢方薬材料を利用
- ② 近代西洋医薬品：創薬目的に微生物や天然動植物を探索
- ③ 食品：農産物や健康食品材料を利用
- ④ 化粧品：天然動植物の抽出物を利用
- ⑤ 種苗：野生植物の園芸・鑑賞植物目的の利用

また、大学や研究機関においても上記の産業と関連する分野で影響を受けると考えられている。

生物多様性条約が日本の伝統医学に与える影響としては以下3つのことが考えられる。

- ① 絶滅危惧種の生物遺伝資源の輸出制限による生薬資源の不足
- ② 生物遺伝資源の出所開示による研究活動及び知的財産への影響
- ③ 今後の動向次第ではあるが、伝統的知識の出所開示による研究活動及び知的財産への影響

生物遺伝資源で具体的に問題となるのは、生物遺伝資源である草や木、葉、動物、鉱物が持つ機能性である。機能性というのは、薬になるとか、健康食品になるとか、人間にとって何か役に立つ機能的付加価値である。生物遺伝資源に何らかの機能性成分や作用物質が含まれていることで、結果的に経済的な商取引の商品として生物遺伝資源が用いられ、そこには多くの場合、伝統的知識が附随している。2003年のDavid J. Newmanらの調査では、1981年から2002年間に承認された1,031の近代西洋医学の医薬品の新規化合物の約52%の過半数が天然物由来であったと報告している。1990年代、製薬業界全体が近代西洋医学の創薬に繋がるリード化合物の研究開発は、全てコンピュータ上で人工的に創り出せるといって、*in silico* (イン・シリコ)での方向性で流れていた。しかし、自然が創り出す天然のリード化合物の多様性の方が、コンピュータが創り出す人工の組み合わせよりも多様であり、人間が創り出す多様性は自然が創り出す多様性には勝てないことが明確となり、2000年以降、製薬業界は再び天然物由来の薬になる可能性があるリード化合物を探索する方向に戻って来た。そこから、創薬に繋がるリード化合物になる可能性の高い動植物の標本である天然ライブラリーをいかに多く所有し、またはアクセスできるかが、創薬に関わる企業の競争力であり、企業の付加価値の1つとなっているのが現状である。

生物遺伝資源 (CBD) の「アクセスと利益配分 (ABS)」が問題になる事例は様々で、例え

ば伝統医学に関わる生物遺伝資源の「アクセスと利益配分 (ABS)」の問題としては、漢方薬の効果効能に関する研究開発がある。日本の漢方薬に用いる生薬の多くは、中国で産出されている。それらの生薬は中国でしか産出されないとした場合、それらの生薬が持つ有効成分を中国以外の第三国の企業や研究機関が分析・研究し、発見したとする。そして、その有効成分に対して第三国の企業や研究機関が特許を申請し、その有効成分が次に近代西洋医学の薬を作る創薬に繋がっていく。そして、その創薬から生まれた新薬が難治性の疾患に対し大変有効であったため、非常によく売れ、莫大な利益を得たとする。但し、その第三国の企業や研究機関が中国の企業や研究機関なら問題はない。そのまま生薬由来の近代西洋医学の新薬で利益を上げれば良いのである。しかし、問題は、中国でしか産出しない生薬からの有効成分を、中国以外の第三国の企業や研究機関が研究開発し、その発見した有効成分に対し、特許を取得し、その特許を用いて創られた新薬で利益を得た場合、その得た利益の一部を中国に利益配分しなければならなくなる。また、もっと遡ると、中国でしか産出しない生薬からの有効成分の特許自体を取得するためには、中国政府の了解を得なければならなくなる。さらに遡ると、中国でしか産出しない生薬からの有効成分の研究開発を行うこと自体を中国に許可を得なければできなくなるということである。

生物遺伝資源の問題とは少し違うが、今後、生物多様性条約で議論される「伝統的知識」の問題でも同様に次の様な事例がある。アフリカのある国の伝統的な装飾模様 (テキスタイル・デザイン) があり、その装飾模様を配した布地を輸入するイギリスの企業が、その装飾模様の現地での名称を自社の社名とした。しかし、その装飾模様が元来存在するアフリカの国の政府からイギリスの企業へ「社名変更」のクレームが付き、イギリスの企業とアフリカの国の政府は装飾模様の現地での名称の使用に付いて法的に争う事になり、結果的に、イギリスの企業が社名を変更する事になった。「伝統的知識」に関する同様の事例は他にも多数存在し、日本国内にも同様の訴訟事例が存在する。

#### 【伝統医学に関わる国際機関と条約】

先に述べた伝統医学に関わっている 4 つの国際機関以外に、生物多様性条約 (CBD) で今後議論の俎上に登る事になった伝統的知識に関わる国際機関や条約は非常に多岐に亘り、纏めると以下の様になる。

環境問題を扱っている国際連合環境計画 (UNEP)、その中の生物多様性条約事務局 (SCBD) で、生物多様性条約が扱われ、生物多様性条約締約国会議 (COP) が開催されている。文化面では国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)、食料関係では、国際連合食糧農業機関 (FAO)、公衆衛生や医療関係では世界保健機構 (WHO)、工業製品の関係の国際標準化を扱う国際標準化機構 (ISO)、知的財産に関しては、世界貿易機構 (WTO) での遺伝子関係の情報の商取引に関わる TRIPS 協定 (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定) と世界知的所有権機関 (WIPO)、また、伝統的知識を持つ先住民の問題には地域開発も関わるため、国際連合貿易開発会議 (UNCTAD) や労働問題では国際労働機関 (ILO)、人権問題も含まれるため国際連合人権委員会 (UNCHR)、国際連合先住民族問題常設会議 (UNPFII)。更に、伝統的知識を

無断で使用する犯罪も関わるため、国際的な法の問題や法を犯した際は、インターポール (Interpol) と呼ばれる国際刑事警察機構 (ICPO) が関わってくる (表 1)。

表 1. 伝統的知識に関わる分野と国際機関

分野	国際機関
環境	国連環境計画 (UNEP)、生物多様性条約事務局 (SCBD) (生物多様性条約締約国会議 (COP) を管理・主催)
文化	国連教育科学文化機関 (UNESCO)
食料・農業	国連食料農業機関 (FAO)
医療・公衆衛生	世界保健機関 (WHO)
産業	国際標準化機構 (ISO)
知的財産	世界貿易機構 (WTO/TRIPS) 世界知的所有権機関 (WIPO)
開発	国連貿易開発会議 (UNCTAD)
労働	国際労働機関 (ILO)
人権	人権委員会 (CHR)、国連先住民族問題常設会議 (UNPFII)
犯罪対策・法執行	国際刑事警察機構 (Interpol)、世界関税機構 (WCO)

但し、伝統的知識に最も関わってくるのは、先に述べた伝統医学に関わる 4 つの国際機関と条約、ISO, WHO, UNESCO, 生物多様性条約 (CBD) であるが、更に食糧関係の FAO と貿易関係の WTO, 知的所有権関係の WIPO の 3 つが新たに加わる形となる。

また、生物多様性条約 (CBD) が扱う問題は、国際連合食料農業機関 (FAO) や世界保健機関 (WHO), 世界貿易機構 (WTO/TRIPS), 世界知的所有権機関 (WIPO), 国連海洋法条約 (UNCLOS), 南極条約 (ATS), アジア太平洋経済協力 (APEC) 等、各国際機関や条約が扱う事柄と重複することがある (表 2)。其々の国際機関や条約との境界線をどの様に扱うのか? その住み分けと役割分担が今後の国際的課題でもある。

表 2. 生物多様性条約 (CBD) で扱う事柄が重複する国際機関と条約

分野	国際機関
食料・農業	国連食料農業機関 (FAO)
医療・公衆衛生	世界保健機関 (WHO)
産業	国際標準化機構 (ISO)
知的財産	世界貿易機構 (WTO/TRIPS) 世界知的所有権機関 (WIPO)
国際海洋法規	国連海洋法条約 (UNCLOS)
南極管理・利用	南極条約 (ATS)
経済	アジア太平洋経済協力 (APEC)



### 【生物多様性条約と鍼灸】

生物多様性条約 (CBD) においては、今のところはマテリアル (素材) である生物遺伝資源の部分が「アクセスと利益配分 (ABS)」の議論の中心である。生物遺伝資源の様に、遺伝情報を含めた、実体として目に見える形のマテリアル (素材) の問題は、生薬を用いる漢方薬に直接関わって来ることは容易に予想出来る。しかし、何故、マテリアル (素材) として針と艾だけを用いる鍼灸にも生物多様性条約 (CBD) は関わって来るのだろうか？ 2010 年 10 月、名古屋で開催された第 10 回生物多様性条約締約国会議 (COP10) では、今後、生物遺伝資源同様、伝統的知識も生物多様性条約 (CBD) で議論されることが正式に決定された。今まで生物多様性条約 (CBD) での「アクセスと利益配分 (ABS)」の議論では実体として目に見える形のマテリアル (素材)、物のことだけを正式に扱って来た。しかし、生薬とされる草や木、葉、動物、鉱物が単なる草や木、葉、動物、鉱物とは違い、それらが生薬たる由縁は、生薬が使用される際の伝統的な医学知識の裏打ちによって、草や木、葉、動物、鉱物が特定の効果を持つ生薬と規定されているからである。つまり、漢方薬が漢方薬たる由縁は、伝統的な医学知識による裏打ちがあるから漢方薬なのであり、その伝統的知識がなければ、草は単なる草にしか過ぎない。そのため、資源国は、今後、伝統的知識に対しても何らかの利益配分の国際的枠組みを構築しようと考えており、伝統的知識を名古屋で行われた COP10 の議論の俎上に乗せたのである。

伝統的知識が、今後、どのような形で議論されるのか、その方向性によっては、伝統医学は様々な影響を受けることになる。例えば鍼灸も漢方も含めた日本の伝統医学は、資源国によって、そのオリジナルや起源、どこから伝来したのかという由来や出処を開示する必要に迫られる可能性がある。それが明確になれば、オリジナルや起源、由来や出処から発生した日本の伝統医学に対し、それ相応の利益配分を資源国は求めて来る可能性があり、その可能性は否めない。

但し、この問題は、文化など非常に広範囲で多岐に渡る分野に関わるため、議論自体にとっても複雑で困難なところがある。しかし、「アクセスと利益配分 (ABS)」は明らかに経済的側面での事柄であり、一般的に文化は、経済的価値を生み出す可能性を秘めている重要なコンテンツでもある。

### 【日本の鍼灸の過去 2 回の危機と現在の危機の質的違い】

日本の伝統医学、特に鍼灸においては、過去 2 回に渡り、その存亡に関わる危機があった。最初の危機は、1874 年 (明治 7 年) 8 月、明治政府が、太政官通達により発布した医療に関する各種規制を定めた法令である医制の公布によるものである。医制は全 76 条からなり、主に医業の許可制を定めている。『内務省史』第 3 巻によれば、①文部省統轄のもとに衛生行政機構を確立し、②1872 年 (明治 5 年) に頒布された学制とあいまって西洋医学に基づく医学教育を確立し、③この医学教育の上に医師開業免許制度を樹立し、④近代的薬舗の制度を樹立して医薬分業制度を確立し、もって衛生行政の確固たる基礎を築くことであった。つまり、医制公布により、日本の政府の医療制度上の正統な医療は、近代西洋

医学に基づく医療と成り、鍼灸や漢方などの伝統医学は、正統な医療とは見なされなくなり、日本の正統な医療の主流から外れて行った。

2 回目の危機は、第二次世界大戦後、1946 年 (昭和 21 年) の GHQ による鍼灸禁止勧告「医療以外の治療行為を禁止すべし」と 1947 年 (昭和 22 年) 9 月 23 日の GHQ 禁止令 (あん摩鍼灸を禁止する命令) が出されたことであった (俗に言う「マッカーサー旋風」である)。GHQ により、鍼灸は非科学的な野蛮な行為と見なされたが、極一部の医学関係者は日本の伝統医学の継承と存続を訴え、尽力し、何とか鍼灸は存続したが、日本の医学界や国民の社会的メンタリティーの大勢は、学術的にも医療資源的にも欧米追隨の近代西洋医学を好とし、今日に至っている。

過去 2 回の危機は何れも、①近代西洋医学による外的要因であり、②日本国内に地域限定された、局地的なものであった。しかし、現在、ISO, WHO, UNESCO, 生物多様性条約 (CBD) 等、日本の伝統医学を取り巻く環境を第 3 の危機とするなら、これらの危機は、①伝統医学自身による内的要因であり、②複数の国際機関で、同時多発的、世界規模で展開しており、過去 2 回の危機とは質的に全く違ったものである。

#### 【日本の鍼灸をはじめ、伝統医学界に必要なこと】

生物多様性条約における日本の伝統医学界に必要な国内対策としては、少なくとも次の 6 つが考えられる。①日本の伝統医学 (漢方・鍼灸等) のデータベース化、②日本の伝統医学による伝統的知識のリスト化、③日本の伝統医学のソフト及びハードを含めた情報収集、整理、分析、出版等、④日本の伝統医学の伝統的知識と技の継承 (教育)、⑤生物遺伝資源戦略への能動的・積極的発言と関与、⑥伝統的知識・文化戦略への能動的・積極的発言と関与である。

また、日本の伝統医学界に必要な国外対策としては、次の 7 つが考えられる。①資源国の生物遺伝資源保護法の把握と理解、②資源国の知的財産制度の把握と理解、③資源保護への有形無形の援助、④資源国と利用国、双方良し (Win-Win) の関係構築、⑤資源国・原住民への理解 (伝統的知識や生物多様性の保護に対する考え方)、⑥資源国・原住民との良好なコミュニケーションの形成、⑦倫理的、道徳的な観点、以上を踏まえた取り組みの実行である。

更に日本の伝統医学界に必要なことは、伝統医学分野の専門家だけでは現状に十分対応できないことを自覚し、①産業分野の専門家 (バイオ分野や工業製品等)、②知的財産分野の専門家、③法律分野の専門家、④政策分野の専門家など、多分野 (産官学) の交流と連携、その必要性を自覚することである。

日本の伝統医学関連学会に必要なことは、学会での生物遺伝資源と伝統的知識に関する議論と啓発活動の促進である。具体的には次の 5 つが考えられる。①国内外シンポジウムの開催、②国内外ワークショップの開催、③ガイドラインの作成、④分科会の設立、⑤学会組織内での担当部門の設置である。

政府レベルでの対応の必要性としては、次の 3 つが考えられる。①生物多様性条約担当

部署との連携, ②省庁横断的な対応と連携, ③政府内での伝統医学担当部署の設置である。

今後は, 世界レベルでの伝統医学の管理システムとして, 伝統医学の世界協同利用管理機関の設立が必要である。その機能は, 次の 3 つである。①伝統医学関連の生物遺伝資源の利用と管理, ②伝統医学関連の伝統的知識の利用と管理, ③伝統医学関連の利益配分の実施と管理である。

何れにおいても, 各国の「アクセスと利益配分 (ABS)」国内法策定状況を日本が把握することは, 今後の企業活動及び日本の伝統医学関連の研究を進める上で必要である。日本政府と各国政府との公式の場ではなく, 非公式の場で, 日本と各国で生物多様性に関わる者の相互交流の場を数多く設け, 日本と各国, お互いを理解しあう努力が必要である。

#### 【問われる日本の姿勢】

生物多様性条約での生物遺伝資源のアクセスと利益配分は, 各資源国の生物多様性法や特許法などの国内法に利用国が準じなければならない取り決めになっている。そのため, 日本政府は, 生物多様性法や特許法などの国内法を今後整備しなければならない。その際, 日本政府に問われるのは「日本は利用国か? 資源国か?」という日本の生物遺伝資源と伝統的知識に対する根本姿勢である。この根本姿勢次第で, 今後の国内法の整備は, 如何様にも変わってしまう。まずは, 「日本の伝統医学 (鍼灸・漢方) は日本独自の伝統文化か? 日本独自の伝統的知識か?」, 日本政府には, その基本姿勢の明確化が必要である。

つまり, 「日本の伝統医学 (鍼灸・漢方) は, 日本独自の伝統文化であり, 日本独自の伝統的知識である。日本の伝統医学 (鍼灸・漢方) は, 日本独自の文化資源であり, 日本独自の知的資源である。日本の伝統医学 (鍼灸・漢方) は, 日本独自の医療資源である。日本は利用国であり, 資源国である」, その自覚と認識を日本国民及び政府は持つ必要があり, 現在, 我々は, 根本的にこれらを問い直さなければならない必要に迫られているのが現状である。

中国にしても韓国にしても, 伝統医学を国家戦略として扱っている国には一つ共通した前提がある。それは, 国として伝統医学または伝統的知識というものを, 文化資源または知的資源, 更には医療資源として捉えていることである。それが国の伝統医学への対応としては, 今後最も重要である。

#### 【まとめ】

各国の伝統医学の多くは, 自然界に存在する植物や動物, 鉱物を素材とした薬を多用している。これら伝統医学における薬の素材の多くは, 地球上の生物多様性による各国の生物遺伝資源に依拠していることが多い。そのため, 現在, 生物遺伝資源の資源国であるインドは近隣諸国と共に, 中国は独自に, 生物遺伝資源の「アクセスと利益配分 (ABS)」の側面から, 自国の伝統医学で用いられる生物遺伝資源の「アクセスと利益配分 (ABS)」に関する基本的ルールの整備を進めている。

2010 年 10 月, 名古屋で開催された生物多様性条約 (CBD) の第 10 回締約国会議 (COP10) では, これまで生物多様性条約での「アクセスと利益配分 (ABS)」で議論されて来た生物

遺伝資源同様、伝統的知識も、今後、生物多様性条約 (CBD) 締約国会議 (COP) の俎上で取り扱われることが正式に決定した。これまで以上に、生物多様性条約 (CBD) での生物遺伝資源と伝統的知識の「アクセスと利益配分 (ABS)」の議論は、生物資源を利用する研究者は勿論、企業関係者、法律家、環境学者、国際問題、知的財産関連など多くの専門家や専門分野に横断的に関係して行くことは確実である。何れの分野においても、今後、生物多様性条約 (CBD) での生物遺伝資源と伝統的知識の「アクセスと利益配分 (ABS)」の問題に対処するには、特定の分野に偏る事無く、多様な分野の専門家との連携が、必要不可欠である。特に日本の伝統医学関係者 (臨床、研究、企業、学会) の利害関係は、立場によりまちまちであり、また、企業を除く、日本の伝統医学関係者で、生物多様性条約 (CBD) の現状を把握している者は稀であり、正確な現状認識に欠けているのが現状である。これら特定の分野のみで対処及び活動するのは、生物多様性条約 (CBD) での生物遺伝資源と伝統的知識の「アクセスと利益配分 (ABS)」の議論に於いては、困難が予想され、より良い結果は得られないものと考えられる。

他方では、産業の側面から中国が国際標準化機構 (ISO) において、中医学の国際標準化を試みており、韓国や日本に賛同を求めているが、各国の伝統医学の存亡に関わる危険性があるとし、韓国や日本は此れに反対している。

さらに、韓国は2009年にUNESCOの世界記録遺産に「東医宝鑑」の登録を完了し、中国がUNESCOの世界無形文化遺産に中医学の鍼灸を登録すると2010年9月に宣言し、2010年11月に登録が完了している。両国では、其々の伝統医学の帰属性を巡って、互いの国民感情を刺激する争いにまで発展している。これは言わば、両国のナショナリズムの衝突であるが、一方で国の文化を保存し、世界へ発信する重要な文化戦略をも担っており、中国も韓国も伝統医学を文化資源として捉えている。さらにその影には、国家としての知的財産戦略上の産業資源としての伝統医学の保護と各国への伝統医学の帰属性の確保の狙いも伺える。

これらの問題は、明らかに先進国と開発途上国の経済格差や南北問題、ナショナリズムに連動している事柄でもあり、自国の医療保障および産業育成を考えるうえでも重要な検討課題である。

しかし、今日のこれら伝統医学を取り巻く問題は、多岐の分野に亘る事柄が複雑に絡み合っており、既に医療や公衆衛生に関わる国際機関である WHO、単独では解決できる事柄ではない。WHO も含め、環境問題に関わる UNEP や生物多様性条約 (CBD)、文化に関わる UNESCO、食料や農業に関わる FAO、産業に関わる ISO、知的財産に関わる WTO/TRIPS や WIPO の各国国際機関で縦割りに議論されている生物遺伝資源や伝統的知識の事柄を総合的且つ有機的に捉え、問題解決に当らなければならない時代に突入しているのが現状である。

例えば、UNESCO での世界遺産での韓医学及び中医学の動きは、生物多様性条約 (CBD) での伝統的知識の問題だけではなく、伝統的知識を扱う世界知的所有権機関 (WIPO) において伝統医学が伝統的知識としてどの国に帰属するかが問題になる際に、UNESCO という世界的に認知されている国際機関が各国の伝統医学がどの国に帰属するかの“お墨付き”を与

える可能性があり、将来的に伝統医学の伝統的知識の帰属性や出所開示の問題に影響を与える可能性は否めない。他の国際機関での動きが、他の国際機関での議論や交渉に影響を与えることを今後は考慮しなければならないと考えられる。

今後の日本の伝統医学における生物多様性条約 (CBD) での生物遺伝資源と伝統的知識の「アクセスと利益配分 (ABS)」の問題を検討し、対処する際の課題としては、以下 3 点が考えられる。1 つ目は、現在、日本の伝統医学が置かれている国際環境 [①WHO での ICD-11 改定作業での伝統医学の取り扱い, ②ISO での Technical Committee 215 での伝統医学の標準化及び Technical Committee 249 での中医学の標準化の問題, ③UNESCO での世界遺産での韓医学 (2009 年, 「東医宝鑑」を世界記録遺産に登録完了) 及び中医学 (2010 年 9 月 「中医鍼灸」を世界無形文化遺産へ登録申請, 2010 年 11 月 「中医鍼灸」を世界無形文化遺産へ登録完了) の動き, ④生物多様性条約 (CBD) の「アクセスと利益配分 (ABS)」での生物遺伝資源と伝統的知識の問題] の現状を、より多くの日本の伝統医学関係者 (鍼灸や漢方の臨床家や研究者, 鍼灸メーカーや漢方薬メーカー等) と日本国民、日本政府に認識してもらうことと、その方策の検討である。それが無ければ、今後も生物多様性条約 (CBD) の「アクセスと利益配分 (ABS)」での生物遺伝資源と伝統的知識の問題への正しい理解と関心は広まらず、日本の伝統医学分野全体及び日本国民、日本政府からの支援は得られないものと考えられる。2 つ目は、日本の伝統医学分野が、企業も含め、多様な異分野の専門家と如何に水平に連携することが出来るか否かである。3 つ目は、ある特定の国際機関や条約での対応の際にも、他の多様な国際機関や条約での伝統医学に関する議論や現状を把握し、それらを有機的に繋げ、そこからの知見を以って特定の国際機関や条約に対処する事が必要である。

中国に端を発し、韓国を経て日本へ伝わり、日本で独自の発展を遂げた日本鍼灸や和漢に代表される日本の伝統医学には、病の表層を治療する標治法と病の根本を治療する本治法の考え方が在る。これまでの日本の伝統医学を取り巻く国際環境への日本の対応は、標治法のみが行なわれて来た。しかし、ことは既に標治法の領域を脱しており、標治法の限界と本治法の必要性を認識及び自覚する必要がある。そして、①人類の文化や英知の多様性の保障, ②伝統的知識の多様性の保護・継承, ③伝統医学の多様性の保護・継承を念頭に置きながら、決してナショナリズムの落とし穴に陥らずに行動することが必要である。ナショナリズムからは対立しか生まれず、対立は多様性を狭め、人類にとっての利益、人類益の損失となる。

伝統医学による経済的インセンティブは、自国の目先の利益としては、魅力的ではあるが、自国の経済的インセンティブや国益だけを考えていては、伝統医学の多様性の保護と継承は無理である。中医学も韓医学も日本の伝統医学も、これら多様な伝統医学の体系は、何れもこの世から決して無くなってはならない。全人類の英知の損失は、人類益に反するものである。それぞれの伝統医学は人類共通の貴重な文化資源、知的資源、医療資源である。その価値を認め、各国がその重要性を共通に理解し、認識することが重要である。

伝統医学と生物遺伝資源、伝統的知識、文化資源、知的財産の問題は、一見個別の事象の様に見えるが、実は全てが有機的に繋がっており、同時多発的に、多面的に、全球的に展開している。今後、人類のより良い未来を築くために、我々は大局的にこれらの事象を捉え、有機的に一つ一つ問題に対処していくことが必要である。

<用語解説>

- 1) ISO (International Organization for Standardization, 国際標準化機構): 電気分野を除く工業分野の国際的な標準である国際規格を策定するための民間の非政府組織。スイスのジュネーブに本部がある。スイス民法による非営利法人。公用語はフランス語、英語、ロシア語。各国から1機関が参加できる。近年、知財も対象とするようになってきた。
- 2) ICD (International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems, 疾病及び関連保健問題の国際統計分類): 死因や疾病の国際的な統計基準として世界保健機関(WHO)によって公表された分類。略称はICD。死因や疾病の統計などに関する情報の国際的な比較や、医療機関における診療記録の管理などに活用されている。1990年に発表された第10版はICD-10とよばれる。現在、ICD-10からICD-11への改訂作業が行われており、ICD-11では伝統医学の項目も盛り込まれる予定である。
- 3) UNESCO (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, 国際連合教育科学文化機関): 国際連合の経済社会理事会の下におかれた、教育、科学、文化の発展と推進を目的として、1945年11月16日に採択された「国際連合教育科学文化機関憲章」(ユネスコ憲章)に基づいて1946年11月4日に設立された国際連合の専門機関である。2007年11月現在、加盟国は193ヶ国、準加盟国6である。日本は1951年7月2日に加盟。
- 4) UNEP (United Nations Environment Program, 国際連合環境計画): 1972年6月のストックホルム会議で採択された勧告に基づき、地球環境問題に専門的に取り組む機関として、1973年3月に設置された政府間の国際組織。国際連合総会の補助機関である。国際連合の機関として環境に関する諸活動の総合的な調整を行なうとともに、新たな問題に対しての国際的協力を推進することを目的としている。また、多くの国際環境条約の交渉を主催し、成立させてきた。モントリオール議定書の事務局も務めており、ワシントン条約、ボン条約、バーゼル条約、生物多様性条約などの条約の管理も行っている。天然資源部、持続可能な生産と消費部、グローバリゼーション部などの5セクションに分かれ、本部はケニアのナイロビに置かれている。開発途上国に本部を置いた最初の国連機関である。下部組織として、世界自然保全モニタリングセンターが置かれている。
- 5) FAO (Food and Agriculture Organization, 国際連合食料農業機関): 第二次世界大戦中に設置された連合食糧農業会議を基に、1905年以来の万国農業協会を引き継いで1945年10月16日に設置。「人々が健全で活発な生活をおくるために十分な量・質の食料への定期的アクセスを確保し、すべての人々の食料安全保障を達成する」が設立目的。世界の栄養水準および生活水準の向上、食糧と農業生産の増大、農村地域の生活条件の改善などを任務とし、その分野の技術援助も行い、国際的な調査に基づき、世界各国の農林水産業への勧告などを行う、ローマに本部を置く国際連合の専門機関の一つ。最高機関は全加盟国で構成される総会で、理事会は総会で構成される。創立記念日の10月16日

を世界食糧デーとし、世界の食糧問題の重要性に対する関心を高めようとしている。日本は 1951 年に加盟。2008 年現在、190 ヶ国と地域が参加。

- 6) TRIPS 協定 (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights, 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定) : GATT のウルグアイ・ラウンドが発展的に解消し、1995 年に世界貿易機関 (WTO) が設立される前の 1994 年に作成された WTO を設立するマラケシュ協定 (WTO 設立協定) の主要な一部 (附属議定書 1c) を成す知的財産に関する条約である。物品及びサービスの貿易に関する協定と並ぶ知的財産権の貿易関連の協定で、国際貿易、投資の促進、円滑化のためには知的財産権の保護が不可欠との認識から定められた、知的財産権保護の国際的ミニマムスタンダードである。TRIPS 協定発効前には、パリ条約などにより工業所有権の国際的保護が図られていた。しかしパリ条約は、属地主義を前提とした調整法的条約であり、工業所有権の保護内容は国内法令に委ねられていた。そのため、工業所有権の国際的保護については未だ不十分な内容でしかなかった。このような背景のもと、発明・デザイン・商標などの工業所有権を伴った取引が国際貿易の中で増加してきていた。特に偽ブランド等の不正商品については、国際貿易問題にまで至っていた。そこで 1994 年 4 月 15 日、既存の工業所有権保護条約よりも高いレベルの保護や権利行使の確立を目指し、TRIPS 協定が締結された。パリ条約、ベルヌ条約などの国際条約に関係なく、WTO 加盟国は、内国民待遇、最恵国待遇を原則に、知的財産権保護のための国内法整備が必要とされる。中国が 2001 年の WTO 加盟に伴い、知的財産権法制の大幅な改正を行ったのが好例である。貿易取引が絡むため、WIPO と比較して、模倣品・海賊版の防止、取り締まりに対して実効性が高い点に特徴がある。
- 7) WIPO (World Intellectual Property Organization, 世界知的所有権機関) : 全世界的な知的財産権の保護を促進することを目的とし、国際協定締結の奨励、立法に関する技術援助、情報収集、広報、研究などを行なう国際連合の専門機関である。一般高位ドメイン (com など) のドメイン・ネームに関して、国際的に裁判外での紛争処理も行っている。1967 年に、WIPO の前身である知的所有権保護合同国際事務局 (BIRPI) を発展的に解消してより強化された知的財産に関する国際事務局を設立するために「世界知的所有権機関を設立する条約」(WIPO 設立条約) が作成され、1970 年に同条約が発効したことにより WIPO が設立された。そして、WIPO は 1974 年に国際連合の 14 番目の専門機関となった。スイスのジュネーヴに本部を置く。加盟国は 184 か国 (2007 年 11 月現在)。
- 8) UNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development, 国際連合貿易開発会議) : 開発途上国の貿易と経済開発促進と南北問題の経済格差是正の諸問題を協議するために国際連合が 1964 年 3 月に設置した政府間会議で、国連総会に直属する常設機関であり、補助機関である。執行機関として貿易開発理事会が設置され、その下に (1) 貿易、(2) 投資・技術・金融、及び (3) 企業促進・経済開発に関する委員会がある。事務局の組織としては、(1) グローバリゼーションと開発戦略、(2) 国際貿易、(3) 投資・技術・企業開発、及び (4) 開発と貿易促進に関する部局と、後発開発途上国 (LDC) ・内陸国・島嶼 (とうしょ) 国の開発に関する特別室が設置されている。2007 年 8 月末現在の加盟国数は 193 カ国。事務局はスイスのジュネーヴに設置。
- 9) ILO (International Labor Organization, 国際労働機関) : 国連の最初の専門機関 (1946 年より) だが、設立は古く 1919 年。世界の永続的平和は社会正義の実現によって得られるとの認識に立ち、世

界の労働者の労働条件と生活水準の改善を目的とする。そのために、賃金や雇用条件について勧告したり、条約を採択する。ILO 総会で採択されるこの条約が国際労働条約。それを批准した国だけしか拘束しないが、採択時に反対票を投じた国でも、条約案は自国で批准権限を持つ機関に提出しなければならない。総会と 56 名の理事で構成される理事会において、各加盟国の政府、使用者、労働者が 2, 1, 1 の割合で代表を送る、国際機構としては特異な「三者構成」をとっている。1969 年にノーベル平和賞を受賞した。しかし、機構の運営が東(あるいは南)側に偏っているとして、77 年に米国が脱退(80 年復帰)するなどの危機もあった。本部はジュネーブ。加盟国は 183 ヶ国(2009 年 5 月現在)。日本は常任理事国。

1 0) UNCHR (United Nations Commission on Human Rights, 国際連合人権委員会) : 国際連合の経済社会理事会 (ECOSOC) に属した機能委員会の一つ。2006 年 6 月 19 日、国際連合総会の補助機関である国際連合人権理事会に改組され、発展的に解消された。国際連合人権高等弁務官事務所 (OHCHR) の協力を得て国際的な人権の保護および課題解決を目的とし、各国の人権の状況を審査し、重大な人権侵害に対して改善を勧告する。

1 1) UNPFII (United Nations Permanent Forum on Indigenous Issues, 国連先住民族問題常設会議) : 世界の約 70 カ国には、3 億 7000 万人以上の先住民が存在し、その世界の先住民の懸念や権利に関する事柄に対応する国際連合の中心的な調整機関。本会議は、国際連合の経済社会理事会 (ECOSOC) に報告する国際連合システムの枠組みの中での諮問機関である。

1 2) ICPO (International Criminal Police Organization, 国際刑事警察機構) : 国際的な犯罪防止のために世界各国の刑事警察組織間の協力のため結成された国際組織。1923 年に国際刑事警察委員会の名で設立され、1956 年から現在の名称。インターポール (Interpol, テレタイプ宛先略号より) とも呼ばれる。総会、執行委員会、事務総局を主要機関とする。自ら捜査等を行うのではなく、加盟国刑事警察が相互に犯罪情報を交換するのを助け、それぞれの機能遂行を円滑にすることを目的として、以下 5 種類の国際手配書を送付する。(1) 赤手配書(逮捕及び身柄引き渡しを求める)、(2) 青手配書(犯罪容疑者に関する情報を求める)、(3) 緑手配書(犯罪容疑者について警戒情報を与える)、(4) 黄手配書(行方不明者等の捜索を求める)、(5) 黒手配書(死体の身柄確認を求める)。国際セミナーやシンポジウムなども行う。加盟国は 186 カ国(地域)を数え、国際連合に次ぐ。本部はフランスのリヨン。

(参考文献)

- 1) 田上麻衣子。「演題①『CBD-ABS 問題と伝統的知識の保護—伝統医学における留意点—』」講演会「伝統医学に関わる生物多様性条約での生物遺伝資源と伝統的知識の現状」配布資料、平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)「ISO/TC249 に資するための伝統医学関連の用語・疾病分類・デバイス・安全性確保などの基盤整備研究」分担研究(分担研究者:小野直哉)主催、後藤学園ライフエンス総合研究所共催、2011 年 2 月 19 日。
- 2) 森岡 一。「演題②『漢方と生物多様性条約』」講演会「伝統医学に関わる生物多様性条約での生物



遺伝資源と伝統的知識の現状」配布資料，平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「ISO/TC249 に資するための伝統医学関連の用語・疾病分類・デバイス・安全性確保などの基盤整備研究」分担研究（分担研究者：小野直哉）主催，後藤学園ライフエンス総合研究所共催，2011 年 2 月 19 日。

- 3) 生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書（未定原稿）和英対照版，（JBA 仮訳），財団法人バイオインダストリー協会，生物資源総合研究所，2010 年 11 月 26 日。
- 4) 「第 8 回遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関するアドホック公開作業部会（概要）」，資料 4，外務省地球環境課，2009 年 11 月。
- 5) 「各国・地域における伝統的知識の保護制度に関する調査研究報告書」，社団法人日本国際知的財産保護協会（A I P P I ・ J A P A N），特許庁委託 平成 20 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業，2009 年 3 月。
- 6) 森岡 一。「生物遺伝資源のゆくえ - 知的財産制度からみた生物多様性条約」，三和書籍，2009。
- 7) 田上麻衣子。「『遺伝資源及び伝統的知識をめぐる議論の調和点』特集：伝統的知識・遺伝資源」，知的財産法政策研究 Vol. 19, Page 167-190, 2008。
- 8) 田上麻衣子（訳）。「『伝統的知識の保護に関する規定案：政策目的及び基本原則』，世界知的所有権機関事務局」，資料紹介，特許研究 PATENTSTUDIES No43, 79-87, 2007. 3。
- 9) 田上麻衣子（訳）。「『公衆衛生：イノベーション及び知的財産権。（第 6 章：イノベーションとアクセスを促進する持続可能な計画に向けて）』，世界保健機関知的財産権，イノベーション及び公衆衛生に関する委員会」，資料紹介，特許研究 PATENTSTUDIES No42, 65-79, 2006. 9。
- 1 0) 森岡 一。「『薬用植物特許競争にみる伝統的知識と公共の利益について』特集：遺伝資源と伝統的知識」，論文，特許研究 PATENTSTUDIES No40, 36-47, 2005. 9。
- 1 1) 田上麻衣子。「『遺{云}資源及び伝統的知識の出所開示に関する一考察』特集：遺伝資源と伝統的知識」，知的財産法政策研究 Vol. 8, Page 59-93, 2005。
- 1 2) David J. Newman, Gordon M. Cragg, Kenneth M. Snader. Natural Products as Sources of New Drugs over the Period 1981-2002. Journal of Natural Products, Vol. 66, No. 7, 1022-1037, 2003。